

軽自動車などの廃車、名義変更 手続きは3月末までにお済ませください。

軽自動車（バイクなど）をお持ちの方は次のことにご注意ください。

- ① 軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。
- ② 自動車税とは異なり、月割の制度がないので、年度途中で廃車などの手続きをしても税金は戻りません。
- ③ 軽自動車などを売ったり、廃棄処分したりしても、名義変更や廃車の手続きをしないと、そのまま課税されます。また、業者などに依頼した場合は間違いなく手続きが済んでいるかをご確認ください。

原付バイク（125cc以下）及び小型特殊自動車の手続きは

七尾市役所税務課 ☎53-8414
及び各支所総務課

☆廃車手続きをするにはナンバープレート及び所有者の認印が必要です。

軽自動車（3輪、4輪）の手続きは

軽自動車検査協会石川事務所

金沢市新保本4-65-8
☎076-269-4747

125ccを越えるバイク（軽2輪、2輪の小型自動車）の手続きは

石川運輸支局 金沢市入江3-153
☎050-5540-2045（専用）

☆各種手続きについては、事前にお問い合わせください。

年金を受給している方は誕生月に 「現況届」を必ず提出しましょう！

年金を引き続き受けるためには、毎年、あなたの誕生月に「年金受給権者現況届」を社会保険業務センター（以下「センター」）に提出しなければなりません。

- ・「現況届」は年金を引き続き受け取る権利があるかどうかを確認するものです。提出がないとそれまでの間、年金の支払が一時差止めとなりますので、ご注意ください。
- ・「現況届」の用紙は、センターから誕生月の初旬に送付されます。あなたの住所、氏名などを記入し、誕生月の末日までにセンターに送付してください。
- ・特別支給の老齢厚生年金を受けている方が65歳になるときは、「現況届」ではなく、「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」（ハガキ様式）が送られてきますので、住所地の市町村長の証明を受けて、誕生月の末日までにセンターに送付してください。

★年金受給者が就労している場合には、届けの就労状況欄を必ず記入してください。

※お問い合わせは

七尾社会保険事務所 ☎53-6511



自動車保有関係手続ワンストップ サービスが始まります。

自動車保有関係手続ワンストップサービスとは？

自動車を保有するためには多くの手続（検査登録、保管場所証明申請など）と税や手数料の納付（検査登録手数料、自動車取得税など）が必要です。その手続と税などの納付をオンラインで一括申請できるサービスです。

このサービスは、全国に先立ち東京都・神奈川県・愛知県・大阪府が始まっており、新車の新規登録をする際に、住民基本台帳カードなどを利用し、パソコンからオンラインで手続きが行なえます。（しばらくの間は、県内での利用はできません。）

詳しくは、<http://www.e-onestop.jp>をご覧ください。

消費者のためのパソコン教室

「パソコンを使って賢い消費者になろう！」パソコンを初めて使う方のために電源の入れ方から学び、基本的な文章作成、イラストの挿入など少しずつレベルアップする講座です。初心者の方、ぜひお申し込みください！

日時（全10回コース）

2月13日、16日、20日、23日、27日
3月2日、6日、9日、13日、16日

毎週月・木曜日 18:30～20:00

場所 フォーラム七尾 健康サロン

受講料 7,000円（当日徴収）

定員 7名（2月9日締切）

※お申し込み・お問い合わせ

男女参画まちづくり課 ☎53-1112